

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項及び第 21 条に基づく公表について
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

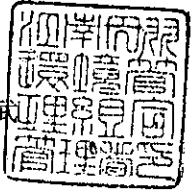
江南丹羽環境管理組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「江南丹羽環境管理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施している。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり公表する。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、江南丹羽環境管理組合における女性の活躍状況を公表する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

江南丹羽環境管理組合

管理者 扶桑町長 鯖瀬 武



I 女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく取組の実施状況の公表

1 継続就業状況及び仕事と家庭の両立関係

① 男女別の育児休業取得率

項目	令和 6 年度
育児休業取得割合（男性）	0.0%
育児休業取得割合（女性）	0.0%

②男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数（令和 6 年度実績）

項目	休暇取得率	平均取得日数
配偶者出産休暇	0.0%	0 日
育児参加のための休暇	0.0%	0 日

2 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

①管理的地位にある職員（※）に占める女性職員割合 ※課長相当職以上 R7.3 月末現在

区分	①職員数	②うち女性職員数	③女性職員数の割合
事務職	1 人	0 人	0.0%

②各役職段階に占める女性職員割合 （ ）は派遣職員の内数 R7.3 月末現在

職名	①男性	②女性	③女性の割合
事務局長	1 人 (1 人)	0 人 (0 人)	0.0%
主査	4 人 (2 人)	0 人 (0 人)	0.0%
主任	1 人 (0 人)	1 人 (0 人)	50.0%

Ⅱ 女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

①職員数及び女性職員の割合 () は派遣職員の内数

	区分	①職員数	②うち女性職員数	③女性職員数の割合
令和 6 年度	常勤職員	21 人 (3 人)	1 人 (0 人)	4.8%
	非常勤職員	2 人	2 人	100.0%

②令和 6 年度中に採用した職員数及び女性職員の割合

区分	①採用職員数	②うち女性職員数	③女性職員数の割合
常勤職員	0 人	0 人	0.0%
非常勤職員	2 人	2 人	100.0%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》(R6 年度実績)

①超過勤務の状況 (職員 1 人 1 月あたりの平均時間数)

区分	令和 6 年度
事務職 (7 人)	3.8 時間
労務職 (14 人)	12.4 時間
非常勤職員 (2 人)	0.0 時間

※管理職員・年度中途採用・退職者も含む

②年次休暇取得率

区分	平均付与日数	平均年間取得日数	取得率
事務職	20 日	15.2 日	76.0%
労務職	20 日	19.8 日	99.0%
非常勤職員	18 日	16.5 日	91.6%

※年度中途採用・退職者も含む。付与日数は、繰越日数を除く。

《令和 6 年度における職員の給与の男女の差異の情報公表》

対象の職員が 1 名のみであり、特定の職員の給与が推測し得ると認められるため公表を行わない。

【個別目標に対する主な取組】

- ①管理職員は各職員のワークライフバランスの確保に資するよう、業務分担の見直しを行い組織全体で効率的に業務が推進できるような職場環境構築に取り組むとともに、ハラスメント防止の推進に努め適切な人事管理を行った。
- ②キャリアアップ、スキルアップを目的に、愛知県市町村振興協会研修センター実施の研修を受講した。